

標準化時代の 事業者との関係性

2023.11.7

APPLIC 吉本明平

吉本明平（ヨシモトアキヒラ）

APPLIC 企画部担当部長、地域情報化アドバイザー



電子自治体だ！というころ（2007年ころ）

電子自治体の推進に関する懇談会オンライン利用促進WG委員

電子私書箱だ！というころ（2008年ころ）

電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会ユースケース検討WG構成員

ワンストップだ！というころ（2009年ころ）

次世代電子行政サービス基盤等検討PT引越ワンストップサービス実現検討WG構成員

マイナンバーだ！というころ（2011年ころ）

社会保障・税に関わる番号制度情報連携基盤技術WG構成員

オープンデータだ！というころ（2014年ころ）

ASP・SaaS・クラウドコンソーシアムオープンデータ研究会委員

官民データ活用だ！というころ（現在）

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会委員

クラウドだ、標準化だ！というころ（現在）

自治体システム等標準化検討会構成員

自治体のDXだ！というころ（現在）

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会構成員



標準化の意味

標準化の意味

なぜ標準化するのか？

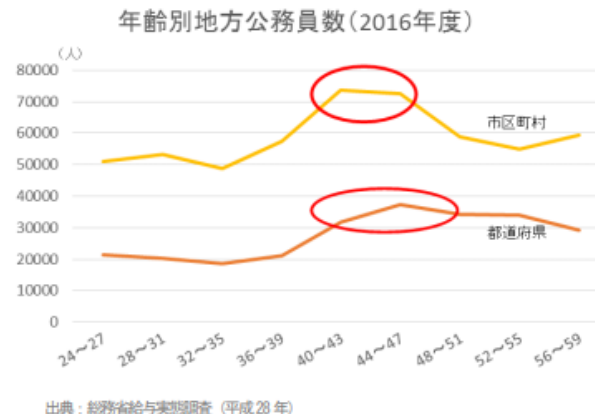
標準化の意味

Ⅱ 2040 年頃を見据えた自治体行政の課題

1 スマート自治体への転換

<自治体行政の標準化の必要性>

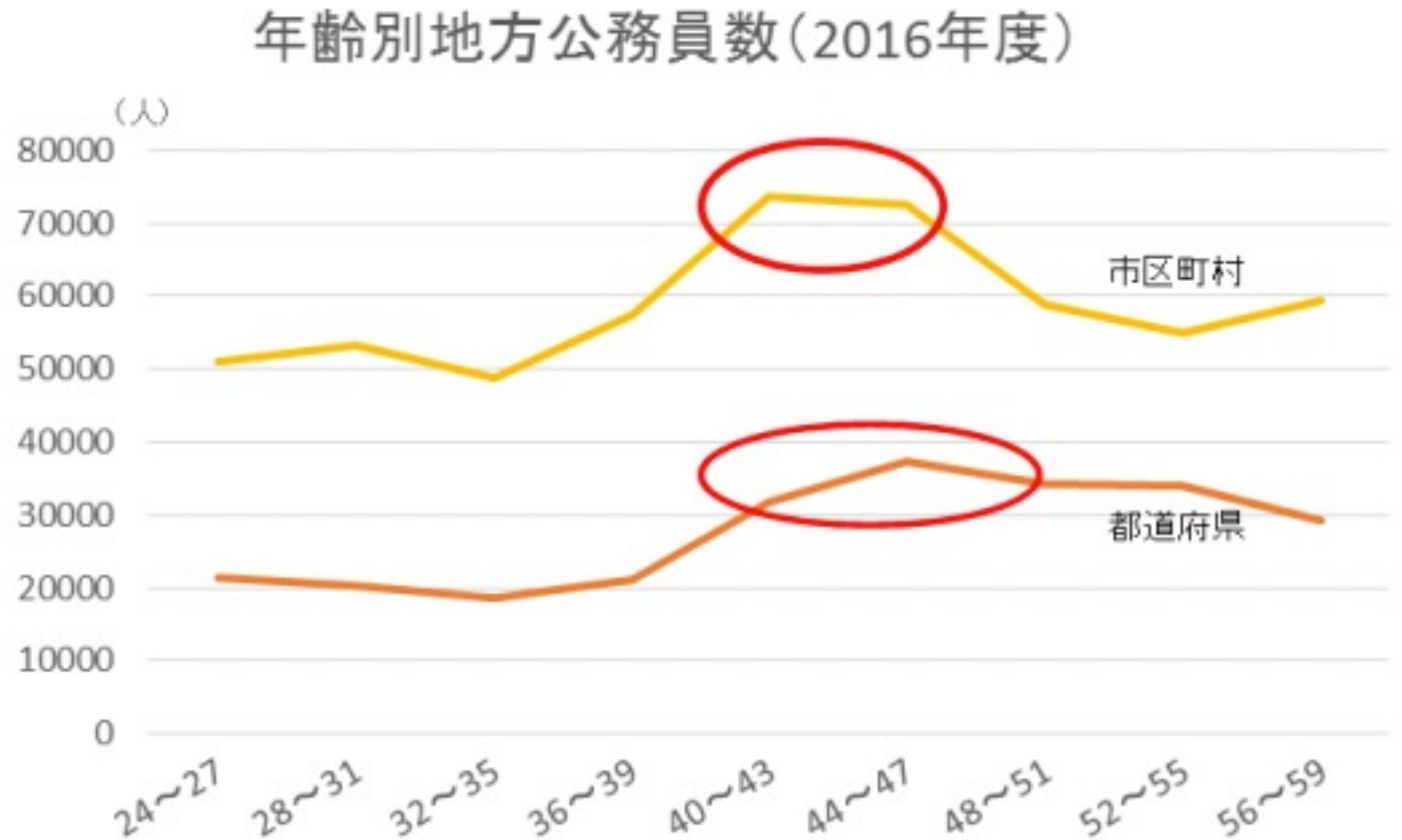
- 年齢別地方公務員数をみると団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040 年頃には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる一方、その頃に 20 歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（団塊ジュニア世代の出生数：200～210 万人、平成 29 年出生数：95 万人）。



- 自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、破壊的技術 (Disruptive Technologies) (AI やロボティクス、ブロックチェーンなど) を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせない。
- 行政内部（バックオフィス）においては、共通の情報システムを活用して低廉化を図る必要がある。行政と利用者とのインターフェイスについては、一元化を優先する必要がある。

出典：「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」

標準化の意味



出典：総務省給与実態調査（平成28年）

自治体戦略2040構想研究会 第二次報告

Ⅰ スマート自治体への転換

- (1) 半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体
- (2) 破壊的技術を使いこなすスマート自治体への転換
- (3) 自治体行政の標準化・共通化

標準化の意味

職員数半減必至



スマート化必須



標準化不可欠

標準化の意味

自治体の足並みを揃え
全国的サービス展開を効率化し
地方自治の持続性を確保する



自治体業務システム標準化

標準化の意味

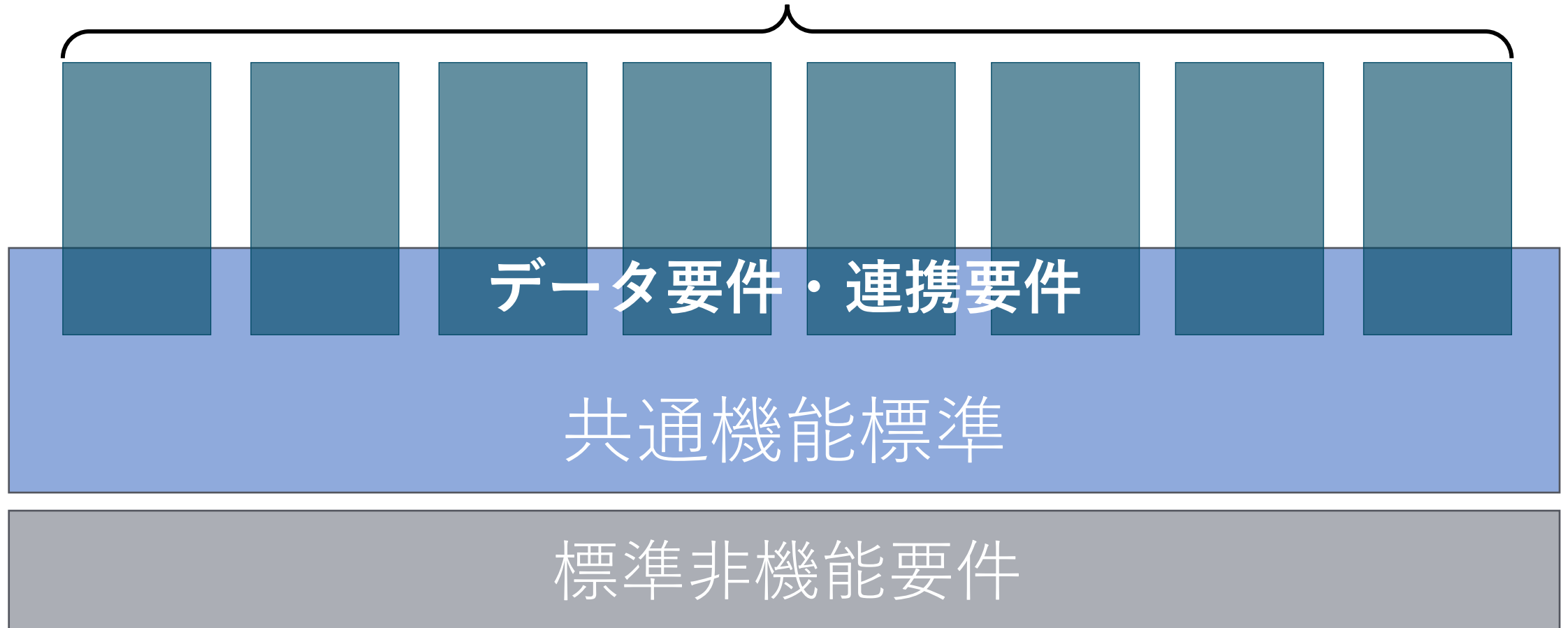
何が決まっているのか？

標準化の意味

- 機能要件
- 帳票要件

機能標準化基準（業務標準）

機能、帳票



標準化の意味

ガバメントクラウド

標準化の意味

デジタル庁が
一括調達した
クラウド

標準化の意味

個別の自治体が
占有する領域は
仮想です

標準化の意味

単独利用方式
共同利用方式

標準化の意味

単独利用方式

いわゆる

プライベートクラウド

標準化の意味

共同利用方式
実質的にSaaS

標準化の意味

ガバメントクラウドを
使うかは自由
(努力義務)



あたらしい“調達”の 考え方

新しい調達
の考え方

標準化対象事務について

“欲しいものを買う”

はなりたたない

新しい調達の 考え方

要件定義ってなに？
仕様書ってなに？

4-2 調達仕様書の作成とコストの適正化

出典: 自治体CIO育成地域研修教材 :[://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/cio_kyozai.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/cio_kyozai.html)

2. 本講義の構成

- 仕様書とは
 - 仕様書の役割
 - 仕様書策定のプロセス
 - 仕様書の記載項目
- 良い仕様書／悪い仕様書
 - 実例からみる良い記載／悪い記載
- コストの評価
 - コストの積算
 - ベンチマークによるコスト評価方法
- 調達とコストの適正化
 - ITコスト適正化指針
 - 新たな調達方式の検討

4-2 調達仕様書の作成とコストの適正化

2

3. 本講義の範囲



4-2 調達仕様書の作成とコストの適正化

4. 仕様書とは ～作成プロセス～

- 業務分析、業務標準化の検討結果を受けて、要件定義を行い仕様書を作成する。

要件定義及び仕様書作成のプロセス

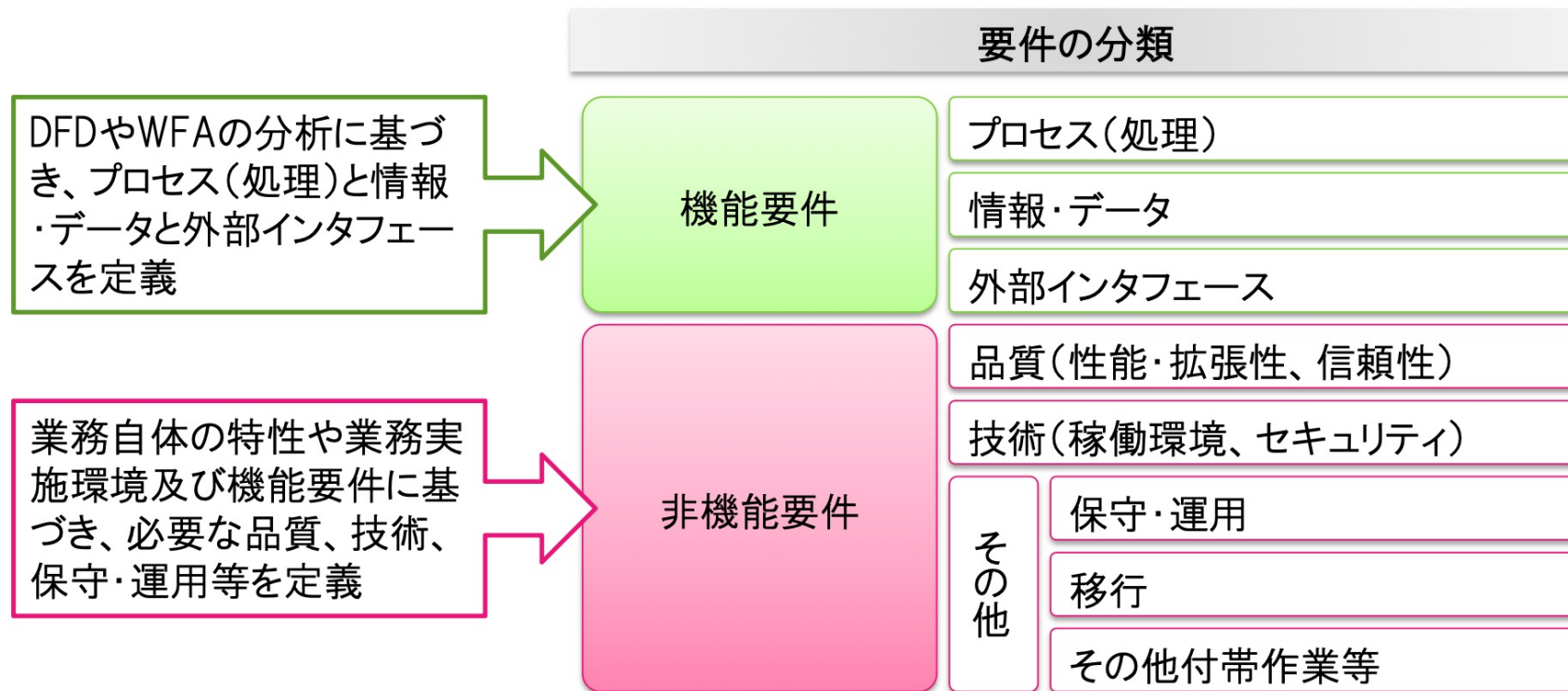
- 正確なEADキュメント／要件定義調査 ⇒結果に基づき要件定義
- 要件定義が定まらない場合はRFI等で情報収集
- 要件定義に基づいて仕様書案を作成
- パッケージの場合はRFIで要件／要求仕様に対する適合性を調査して選定
- 意見招請(RFC)も品質向上の機会※

※調達における公平性を担保することが重要



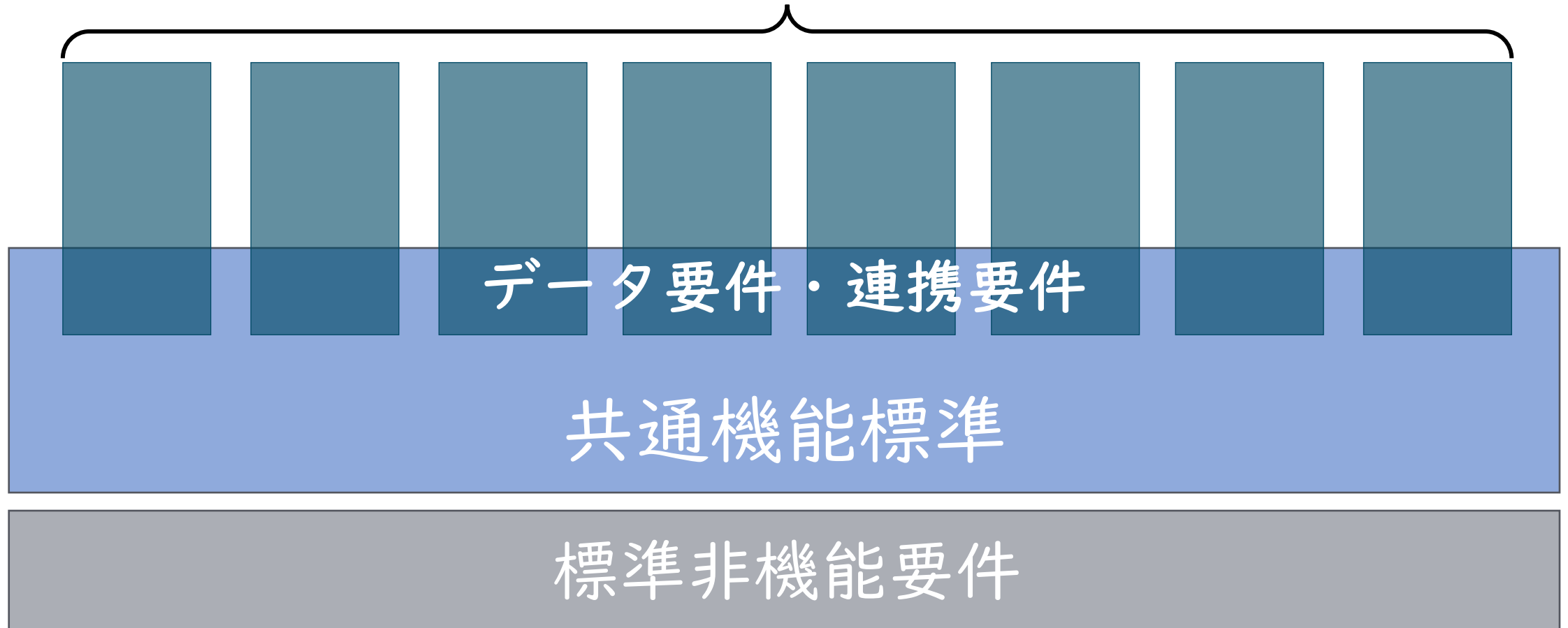
5. 仕様書の作成方法 ～要件定義～

- 仕様書で要求する内容(要件) ⇒ 機能要件と非機能要件



機能標準化基準（業務標準）

機能、帳票



新しい調達の
考え方

決まっていたね

新しい調達の 考え方

豊島区情報システム 調達ガイドライン

平成 19 年 12 月

新しい調達 の考え方

表 0-1 情報システムライフサイクルの定義

項番	段 階	定 義	主管課	情報管理課 (+外部専門家)	業者
①	企画構想	システム開発の目的を明確にし、 想定される経費、投資効果、スケ ジュールなどの基本計画を策定す る段階 ※原則として RFI *を実施する	- 要件定義書の作成 - RFI 実施要領の作成 - RFI 回答用紙の作成 - RFI 結果の分析	- 要件定義書の作 成支援 - RFI 作業の支援	RFI 回答の作成
②	事前評価	構築するシステムに投資効果があ り、豊島区の技術標準（オープン 化、共通基盤等）と適合している ことを確認する段階	情報システム検討依 頼書の作成	- 情報システム検 討依頼書の作成 支援 - 情報システム検 討結果の作成	
③	調達	情報システムの仕様を提示した上 で、業者に提案と価格を競わせ、 最適なシステムを提案した業者と 契約する段階	- 調達仕様書の作成 - 企画提案実施要領の 作成	調達資料の作成 支援	- 提案書の作成 - 見積書の作成
④	詳細設計 ・開発	開発を委託した業者がシステムを 開発している間、納期どおりにシ ステムが納品されるように業者を 監督する段階	プロジェクト管理	プロジェクト管 理支援	- 進捗管理 - 仕様管理 - 課題管理
⑤	事後評価	システムが仕様どおりに稼動し、 設計書等が適切に記述されている ことを確認する段階	システム検収	システム評価	納品物一式の 作成
⑥	保守・ 運用	システムを利用する段階 ※機能拡張（法改正への対応など） や、障害発生時の対応も行う	- 仕様変更依頼 - 業務アプリケーショ ン*障害連絡	ハードウェア障 害連絡	- 保守・運用報告 - 障害対応報告 - 改修報告
⑦	システム 監査	企画構想段階で期待したシステム 導入効果が達成されたかどうかを 確認する段階	システム効果分析	システム効果分 析の支援	システム監査

企画構想

手順 1

以下の手順により要件定義書および現行業務フローを作成する。

- ①現行の業務・システムを分析し、現行業務フローを作成する。
- ②現行の業務・システムの課題およびニーズを洗い出す。
- ③課題およびニーズの解決策を検討する（業務の見直しを含む）。
- ④新システムに求める要件を整理し、要件定義書を作成する。

手順 2

RFI 実施要領、RFI 回答用紙を作成する。

※詳細は、1.4 および 1.5 を参照

手順 3

RFI を実施し、業者から RFI 回答および提案書等入手する。

※RFI 回答や提案書に不明な点があれば、業者に直接確認する。

手順 4

RFI 回答を分析する。

※回答の分析結果に応じて、システム化の範囲、新システムに求める機能の見直しを行う。

新しい調達の
考え方

決まっていたね

新しい調達の
考え方

本当になにも
考えなくて良いのか？

新しい調達 の考え方

全てを自前でまかなえる時代
ではない

自前主義からの脱却は必須
全国的サービス展開は必然

新しい調達 の考え方

自治体の足並みを揃え
全国的サービス展開を効率化し
地方自治の持続性を確保する



自治体業務システム標準化

新しい調達 の考え方

ビジネスモデルの変革が迫られているが、

事業者は対応し切れるのか？

自治体はついていけるのか？

新しい調達 の考え方

SIビジネスでも
パッケージビジネスでもない

新しい調達の 考え方

パッケージベンダー
地域SIer
という従来の構造

新しい調達 の考え方

ガバメントクラウドは
全国サービスとなっているか？

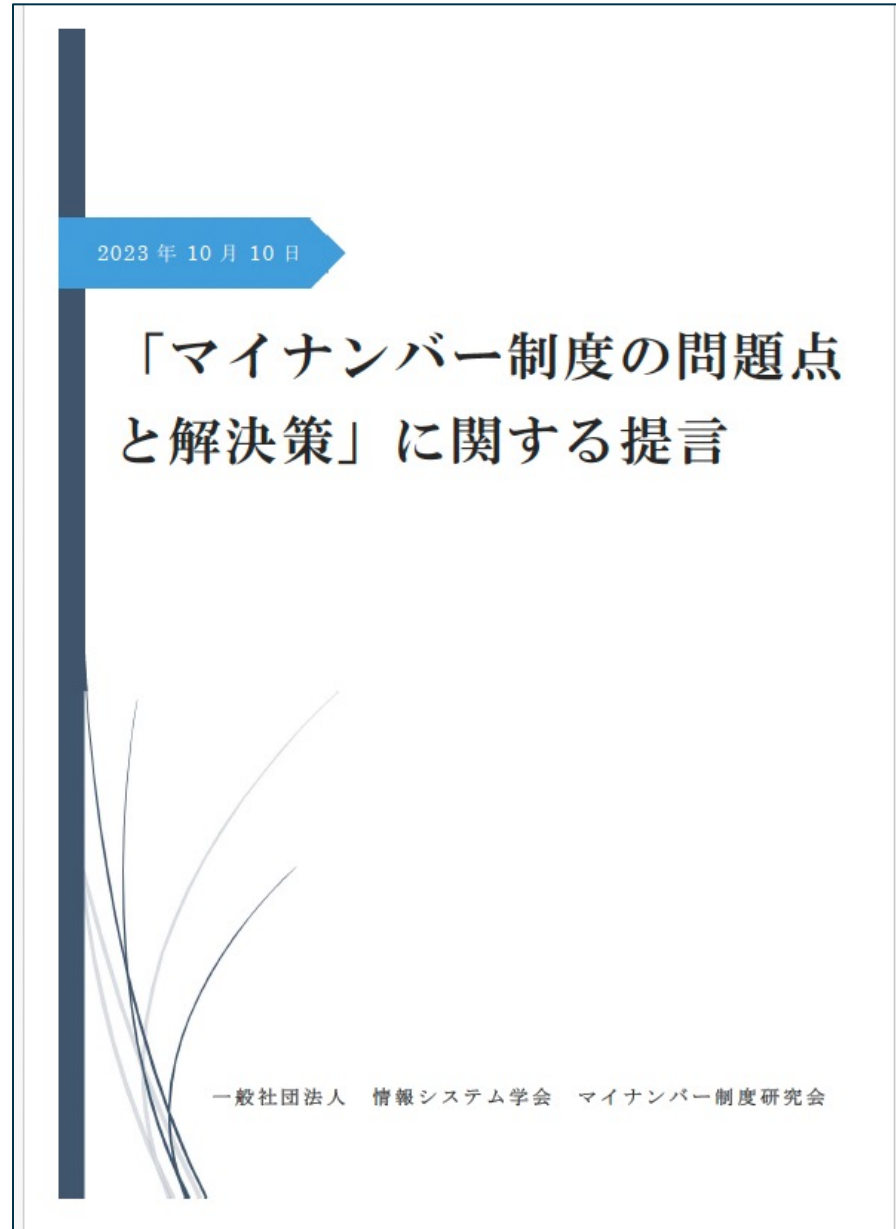
新しい調達の 考え方

自治体は、そして住民は
**全国サービスの意味を理解でき
ているか？**



自治体や国民の
理解はどこまで
進んでいるのか

自治体や国民
の理解はどこ
まで進んでいるのか



自治体や国民 の理解はどこ まで進んでいるのか

マイナンバーカードをめぐる問題のパターンと対応 ※件数は判明しているもの	年金 別人をひもづけ、他人 記録閲覧可能に		→	実態調査中
	保険証 別人をひもづけ、他人 情報表示可能に (7312件※総点検中)	入力ミス	→	全データを再確認。 入力作業を行う健康 保険組合など全保険 者に点検を要請
	公金受取口座 ・家族名義の口座を登 録(13万件) ・他人口座を登録 (748件)	システム 不備、 登録時 ミス	→	・本人名義の口座に9 月末までに登録し直 すよう呼びかけ ・他人口座登録者にはデジタル庁が通知 ・口座名義と照合でき るシステムへ
	マイナポイント 他人に付与(173件)	登録時 ミス	→	ログアウト忘れを防 ぐシステムを導入
	証明書 コンビニで他人情報 を交付	システム 不具合	→	月内にシステム点検、 対応を終える予定

【図 1 マイナンバーカードをめぐる問題のパターンと対応：出典・読賣新聞オンライン 2023/6/11】

自治体や国民
の理解はどこ
まで進んでいるのか

自治体の責任はどこにあるでしょう？

国民の責任（健康保険の保険者
など法人も含め）どこにあるでしょう？

健康保険証の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の資格情報に紐付いた事案
令和3年10月～令和4年11月末まで
誤登録7,312件
うち薬剤情報等が閲覧された件数6件
- ・ 令和4年12月～令和5年5月22日まで
誤登録60件
うち薬剤情報等が閲覧された件数4件

■ 原因

- ・ 資格取得時にマイナンバーの記載がなかったため、保険者において、J-LISに本人情報を照会したが、本来、国から示された通知に則り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ登録すべきところ、異なる方法で実施し、別人の情報を登録した。

■ 対策

- (1) 新規事案の発生防止
 - ・ マイナンバーの記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
 - ・ 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修、来年度から実施予定】
- (2) 既存データの総点検
 - ・ 全保険者に対し、点検を要請。6月末までの作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求める
 - ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う

地方職員共済組合での紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の年金情報に紐付いた事案
 - ・ マイナポータルに別人の年金情報が表示された（1件）
- ※年金の支給額や掛金額への影響はない

■ 原因

- ・ 地方職員共済組合において、元組合員の情報をシステムに登録する際マイナンバーの記載がなかったため、J-LISに本人情報を照会したが、誤った氏名（旧姓）で照会を行った上で住所情報の合致を確認しなかった。

■ 対策

- (1) 新規事案の発生防止
 - ・ 資格取得・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底することとし、関係省令を改正
 - ・ 提出されたマイナンバーが正確かどうかを確認するため、全件にわたりJ-LISに照会し、登録データとJ-LISのデータを照合
 - (2) 既存データの総点検
 - ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う
 - ・ 7月末までに作業結果の報告を求める
- ※ 新規事案の発生防止と既存データの総点検は、全ての共済年金（地方公務員共済に加え、国家公務員共済、私立学校教職員共済）において同様の対策を実施。

障害者手帳情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の障害者手帳情報に紐付いた事案
- 累計件数は、62件（静岡県）（6/20公表）

■ 原因

- ① マイナンバーの記載がなく、自治体が、J-LISへの照会で障害者のマイナンバーを取得する際に、住所を含まないカナ氏名、生年月日のみを用いて照会を行い、十分な確認を経ないまま、同姓同名である他人のマイナンバーが紐付いた。
- ② 削除すべき情報が自治体の手帳システムに残っていたため、マイナンバーに複数の手帳記録を紐付けてしまった。

■ 対策

- (1) 事務処理状況の確認（7月中）
 - ・ 全国の自治体で、氏名、生年月日、性別、住所を用いた確認が行われているかなど、紐付けの事務処理の実情を確認
- (2) 紐付けについての点検
 - ・ 住所を含まない氏名、生年月日などでマイナンバーを照会している自治体は、氏名、生年月日、性別、住所を活用するなどにより、適切に紐付けているか確認。
 - ・ システム仕様等の問題を解消。
- (3) 自治体の事務処理方法の見直し
 - ・ 手帳申請様式のマイナンバーの記載欄に申請者からの記載を求めた上で、住基ネットによる照会で確認するなど、自治体の事務処理方法を見直す。

出典：マイナンバー情報総点検本部（第1回）

公金受取口座の誤登録	課税情報の紐付け誤り	労災年金の紐付け誤り
■ 事案の概要 - 公金受取口座の登録において、預貯金口座が別人のマイナンバーに紐付いた事案 ※これまでのところ、誤登録による誤入金は確認されていない 16自治体22件の誤登録を把握（6/12時点） ■ 原因 - 自治体の支援窓口の端末操作において、マイナポータルからログアウトを忘れたため、次に同じ端末で公金受取口座の登録を行った方が、前に手続きを行った方のアカウントに自身の預貯金口座を登録したもの ※ 税務署が登録申請者と同姓同名の方をデジタル庁に提供したことによる誤登録が発生 ■ 対策 (1) 新規事案の発生防止 - ログアウトの徹底をはじめ、公金受取口座の登録支援に係るマニュアル順守の徹底などについて自治体向けに通知 - ログアウト忘れ防止のためのシステム改修 (2) 既存データの総点検 - 公金受取口座の総点検を実施（誤登録の可能性が高いもの：940件）。該当者にはマイナポータルからの閲覧不可・行政機関等への口座情報の提供停止済。口座情報の変更手続について郵送 ※その他、家族等の口座を登録したと考えられるもの（約14万件）については、ご本人の口座に変更するようマイナポータルに通知	■ 事案の概要 - 自治体（1団体）において、住民登録されていない課税対象者（住民登録外課税者）について、氏名・生年月日が同一であった別人（他の自治体に居住）のマイナンバーが紐付けされていた（1件） - これにより、当該別人のマイナポータルにおいて、誤って紐付けられた住民登録外課税者の課税情報が表示された ※マイナポータルで閲覧可能であった情報は、個人が特定されるものではなかった ※また、誤って紐付けられた情報は、他の機関に提供されていない ■ 原因 - 当該自治体において、平成29年度に住民登録外者へのマイナンバーの一括登録作業を行った際に、最終的に紐付けられた情報が正しいかを目視で確認したが、不十分であった ■ 対策 (1) 事務処理状況の確認（7月中） - 全国の自治体の紐付けの事務処理の実情を確認 (2) 紐付けについての点検 - 紐付け誤りが発生しているおそれがあるものについて、個別データの点検を行う ※当該自治体においては、事案の発生を受け、他の住民登録外課税者の紐付けについても先行的に点検し、他に誤りがないことを確認済み (3) 自治体の事務処理方法の見直し - 各種申告・申請時におけるマイナンバー記載の徹底や、マイナンバー照会方法の改善を行うなど	■ 事案の概要 - 別人の労災年金情報に紐付いた事案 1件（徳島労働局鳴門労働基準監督署） （8/8公表予定） ※労災年金の給付額や振込先口座に誤りは生じていない ■ 原因 - 個人番号のシステム登録時にマニュアルに定める基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の照合作業を怠ったこと - 登録誤りに気づき、修正を試みたが、マニュアルに定める手順によらなかったため、別の不具合が生じたこと - システム上での厚生年金等の受給情報との突合にて「不一致」の表示がなされていたところ、その原因の確認及びその後の対応を怠ったこと。 ■ 対策 (1) 新規事案の発生防止 - マニュアルに基づく事務処理の徹底 (2) 既存データの総点検 - 厚年等情報の受給情報と全件突合し、不一致が確認された事案で全件J-LIS照会を実施（紐付け誤りの生じた監督署（1署）においては、全件J-LIS照会を実施）。

出典：マイナンバー情報総点検本部（第2回）

END

ヨシモトアキラ
yoshimoto@applic.or.jp